

I 共通事項

7 介護保険サービスに係る医療費控除について

項目	内容
<p>介護保険サービスのうち医療費控除の対象となるものは何か？</p>	<p>1 医療費控除の対象サービス</p> <p>① 医療系サービス                      (介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)居宅療養管理指導、(介護予防)通所リハビリテーション(※1)、(介護予防)短期入所療養介護(※2)</p> <p>② 上記①(老人保健法等の訪問看護を含む。)と合わせて利用する福祉系サービス                      (介護予防)訪問介護(生活援助中心型を除く。)、(介護予防)訪問入浴介護、(介護予防)通所介護、(介護予防)短期入所生活介護、夜間対応型訪問介護、(介護予防)認知症対応型通所介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護</p> <p>③ 施設サービス                      介護保険3施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)、地域密着型介護老人福祉施設</p> <p>2 医療費控除の対象</p> <p>①及び② サービス利用に係る自己負担額(1割負担分)                      (ただし、上記に加えて※1は食費、※2は食費・居住費も医療費控除の対象となる。)</p> <p>③ サービス利用に係る自己負担額(1割負担分、食費・居住費)                      (ただし、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設は、自己負担額の1/2となる。)</p> <p>(注1)高額介護サービス費による支給がある場合には、支給額を除いた額が医療費控除の対象となる。                      (注2)社会福祉法人利用者負担軽減制度により利用者負担額が軽減されている場合は、軽減後の金額が医療費控除の対象となる。                      (注3)介護保険サービスを利用したときに、支払う「日常生活費」、「特別な居住費」、「特別な食費」は医療費控除の対象にならない。</p> <p>&lt;参考&gt;                      ・平成18年12月1日付け厚労省事務連絡「介護保険制度下での居宅サービス等の対価に係る医療費控除の取扱いについて」                      ・平成18年12月1日付け厚労省事務連絡「介護保険制度下での指定介護老人福祉施設の施設サービス等の対価に係る医療費控除の取扱いについて」</p>
<p>居宅療養管理指導又は老人保健法等による訪問看護のみの利用者について、サービス提供票に記載されているとは限らないため、福祉系サービスを提供する事業者は、サービスの利用の有無を確認できないので、どのようにすれば確認できるのか？</p>	<p>“平成18年12月1日付け厚労省通知『介護保険制度下での介護サービスの対価に係る医療費控除の取扱いに係る留意点について』の一部改正について』によると、居宅介護支援事業者は、次のいずれかの方法により、福祉系サービス事業者に連絡することとされている。</p> <p>1 居宅介護支援事業者は、居宅療養管理指導又は老人保健法等による訪問看護を居宅サービス計画に位置付けた場合には、サービス提供票(兼サービス計画)の欄外等にこれらのサービスの利用の内容(利用予定日、事業者名等)を記載の上、当該サービス提供票(兼サービス計画)を福祉系サービス事業者に提供する。</p> <p>2 居宅介護支援事業者は、利用者に対して、保険給付対象外サービスについても、居宅サービス計画に位置付けるとともに、サービス利用票又は週間サービス計画表等に保険給付対象分とは区分し保険給付対象外の費用を記載の上、利用者負担額等について説明を行い同意を得る必要がある。この同意を得た当該サービス利用票又は週間サービス計画表等により、福祉系サービス事業者に対し、利用者が居宅療養管理指導又は老人保健法等による訪問看護を受ける旨の通知をする。”</p>
<p>訪問介護については、生活援助中心型である場合は医療費控除の対象とならないとされているが、身体介護中心型や「身体介護」と「生活援助」が混在する場合は医療費控除の対象となるのか？</p>	<p>医療費控除の対象となる。</p>
<p>支給限度額を超えた場合の全額自己負担となった部分について、医療費控除の対象となるか？</p>	<p>医療系サービスについては、支給限度額を超えて利用した場合、全額自己負担となった部分についても医療費控除の対象となるが、福祉系サービスについては、支給限度額を超えた部分は、医療費控除の対象とならない。</p>
<p>介護保険3施設において、入所者が入院外泊等した際の居住費については、医療費控除の対象となるか？</p>	<p>外泊時加算の対象期間(6日間)に限り医療費控除の対象とすることとする。</p> <p>&lt;参考&gt;                      ・平成18年3月8日付け厚労省事務連絡「介護保険サービスに係る医療費控除について」</p>

### 8 「その他の日常生活費」に係る留意事項について

#### (1) 留意事項

- ① 「その他の日常生活費」の範囲については、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用である。「身の回り品として日常生活に必要なもの」とは、一般的に要介護者等の日常生活に最低限必要と考えられる物品であって、利用者等の希望を確認した上で提供されるものをいう。したがって、こうした物品を事業者がすべての利用者に対して一律に提供し、すべての利用者からその費用を画一的に徴収することは認められない。
- ② 車いす、特殊寝台、床ずれ防止用具、認知症老人徘徊感知機器等については、利用者の処遇上必要であって、かつ、ケアプランにこれらの器具が位置付けられている場合は、事業者側が負担する。
- ③ 事業所で購読する新聞・雑誌、町内会費等の費用を、すべての利用者から画一的に徴収することは認められない。

#### (2) その他

詳細については、「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成 12 年 3 月 30 日老企第 54 号）」をご参照ください。

## 9 運営推進会議の開催について

### (1) 運営推進会議（以下「会議」という。）の開催頻度

おおむね2月に1回以上

### (2) 会議の運営

#### ① 会議日程の決定

#### ② 開催の通知

（広島市職員は、正規の構成員ではなく、オブザーバーであるため、毎回出席するわけではありませんが、広島市職員に対する開催通知は、区健康長寿課介護保険係ではなく、広島市高齢福祉部介護保険課事業者指導係へ提出してください。なお、遅くとも会議開催の2週間前までに提出をお願いします。）

#### ③ 会議資料の作成

#### ④ 会議開催

（事業所が活動状況等を報告し、評価を受け、必要な要望、助言等を聴く）

#### ⑤ 記録の作成

### (3) 会議記録の公表、保存

会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、記録を公表してください。なお、記録の公表方法については、事業所又は施設内の見やすい場所に掲示するほかホームページへの掲載等を行うなどしてください。

なお、会議における報告、評価、要望、助言等の記録については、完結の日から2年間保存しなければなりません。

### (4) 広島市への報告

会議開催後、速やかに別紙様式の「運営推進会議の開催状況について（報告）」（帳票類参照）について、事業所所在地の区役所健康長寿課介護保険係に提出（郵送等も可）してください。

なお、様式は、広島市ホームページへ掲載しています。

#### 【掲載場所】

広島市ホーム>事業者>その他>介護保険>広島市の介護保険制度>地域密着型サービスに関する各種様式>運営に当たっての様式

#### 対象サービス

- ・ 小規模多機能型居宅介護
- ・ 認知症対応型共同生活介護
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

広島市長 様

法人名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

以下のとおり報告します。

## 運営推進会議の開催状況について（報告）

事業所名			
所在地	区		
担当者名・連絡先			TEL - -
従業者	従業者総数 人（内訳：常勤 人、非常勤 人）（ 年 月 日現在）		
うち夜勤の従業者	1日当たり事業所全体の勤務従業者数 人		
運営推進会議の開催日	年 月 日（平成 年度 第 回）		
運営推進会議の出席者	所属（団体等）名	職名	氏名
利用者	—	—	
利用者の家族	—	—	
地域住民の代表者			
地域包括支援センターの職員	地域包括 支援センター		
知見を有する者等			
利用状況	利用者総数 人（ 年 月 日現在）		
	要支援1： 人	要支援2： 人	要介護1： 人
	要介護3： 人	要介護4： 人	要介護5： 人
			—
交流・行事等の実施状況	（直近約2か月又は前回報告以降）		
①利用者の家族との交流内容			
②地域との交流内容			
③その他の事業 など			
苦情の状況	（直近約2か月又は前回報告以降）		
事故の状況	（直近約2か月又は前回報告以降）		
その他の報告事項			
評価、要望・助言等			

※欄が不足する場合など必要に応じ別紙等を添付してください。

## I 共通事項

### 10 運営推進会議における消防関係者の出席要請について

消防関係者を運営推進会議に出席要請することによって、防火管理上の習熟を効果的に実施することとします。実施に当たっての留意事項は、以下のとおりです。

#### 1. 出席要請の頻度

最低、年1回以上とする。

#### 2. 出席要請先

事業所所在地を担当する消防署予防課職員

#### 3. 運営推進会議における防火管理上の取組（詳細は別紙のとおり）

PDCA サイクルを効果的に取り入れ、防火管理上の下記の取組を効率的に行うこと。

- (1) 消防機関の立入検査と消防訓練の実施<sup>※1</sup>を運営推進会議にあわせて行う。
- (2) 運営推進会議では、立入検査と消防訓練<sup>※1</sup>の講評及び防火管理上<sup>※2</sup>の助言をお願いする。
- (3) (1)で実施した消防訓練とは別に、消防法で義務付けられている2回目の避難訓練<sup>※1</sup>を行う。

#### 4. その他

- (1) 消防機関の立入検査については、必ず事前に日程調整しておくこと。  
日程調整等詳細は、各消防署予防課査察係<sup>※3</sup>へ
- (2) 消防訓練の実施については、上記の調整時に合わせて消防訓練通知書を2部提出し、訓練内容について指導を仰いでおくこと。

※1 消防訓練  
非常災害時に地域住民・消防関係者等との円滑な連携が図られるよう、地域住民が参加する避難訓練とする。

※2 助言事例  
① 消防への通報や避難訓練の実施方法について  
② 消防用設備の操作要領と習熟について  
③ 消防用設備等の維持管理について  
④ 事業所等での火気の使用又は取扱いについて  
⑤ 入所者への伝えておかなければならない防災上の注意事項等  
⑥ カーテン等の防災対象物品等の取付け義務について  
⑦ 夜勤職員の心構えについて  
⑧ 放火の予防対策について

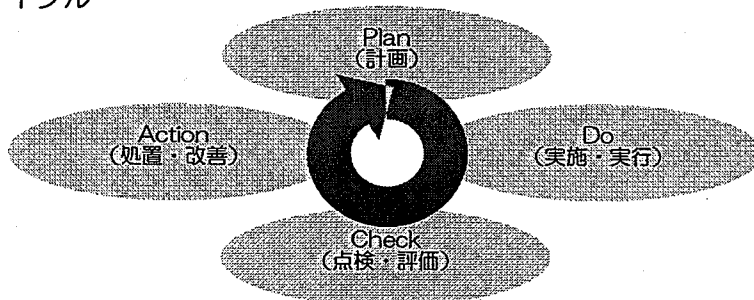
※3 各消防署予防課査察係

・中消防署予防課査察係	☎ 082-545-3511 (直通)
・東消防署予防課査察係	☎ 082-263-8401 (代表)
・南消防署予防課査察係	☎ 082-261-5181 (代表)
・西消防署予防課査察係	☎ 082-232-0381 (代表)
・安佐南消防署予防課査察係	☎ 082-877-4101 (代表)
・安佐北消防署予防課査察係	☎ 082-814-4795 (代表)
・安芸消防署予防課査察係	☎ 082-822-4349 (代表)
・佐伯消防署予防課査察係	☎ 082-921-2235 (代表)

運営推進会議における防災上の取組事例

	第1回	第2回	第3回	備考
前期	運営推進会議	防火査察 (概ね30分) ↓ 避難訓練 (概ね30分) ↓ 運営推進会議 (防災関係概ね30分) 運営推進会議 (その他)	運営推進会議	<u>Plan (計画)</u> ・年6回の「運営推進会議」のうち、前期で1回、「防火査察」、「避難訓練」を一連の流れに組み込んだ「運営推進会議」を計画する。 <u>Do (実施・実行)</u> ・「防火査察」、「避難訓練」を実施する。 <u>Check (点検・評価)</u> ・「防火査察」、「避難訓練」の反省点等を「運営推進会議」で評価する。(消防関係者の出席がある場合は、講評及び助言を得る。) <u>Action (処置・改善)</u> ・改善点を後期の「避難訓練」等に反映し、より良い防災体制を築く。
	第4回	第5回	第6回	備考
後期	運営推進会議	避難訓練 (概ね30分) ↓ 運営推進会議 (防災関係概ね30分) 運営推進会議 (その他)	運営推進会議	<u>Plan (計画)</u> ・年6回の「運営推進会議」のうち、後期で1回、「避難訓練」を一連の流れに組み込んだ「運営推進会議」を計画する。 <u>Do (実施・実行)</u> ・「避難訓練」を実施する。 <u>Check (点検・評価)</u> ・「非難訓練」の反省点等を「運営推進会議」で評価する。(消防関係者の出席がある場合は、講評及び助言を得る。) <u>Action (処置・改善)</u> ・改善点を前期の「防火査察」、「避難訓練」等に反映し、より良い防災体制を築く。

PDCA サイクル



・「避難訓練」等を一連の流れに組み込んだ「運営推進会議」を開催することで、自然なPDCAサイクルが出来上がり、結果としてより良い施設運営に繋がる。



照会先

老健局高齢者支援課

認知症・虐待防止対策推進室

室長 千葉 登志雄

室長補佐 田仲 教泰

(TEL) 03-5253-1111(内線3868,3869)

(夜間直通) 03-3595-2168

(FAX) 03-3595-3670

報道関係者各位

## 第2回「グループホーム火災を踏まえた対応策についての3省庁緊急プロジェクト」の結果について

第1回「グループホーム火災を踏まえた対応策についての3省庁緊急プロジェクト」を踏まえて実施した3省庁緊急調査の結果と今後の対処方針について別添のとおり公表いたします。

各省庁部分の調査結果の照会先

〔総務省消防庁〕

予防課 担当:三浦・村瀬

電話:03-5253-7523(直通)

〔国土交通省〕

住宅局建築指導課 担当:松井

電話:03-5253-8514(直通)

○ [3省庁緊急プロジェクトの結果について\(PDF:223KB\)](#)

# 1. 防火安全対策に係る3省庁緊急調査の結果について(概要)

## 〈調査対象〉

全国の認知症高齢者グループホーム 9,952 事業所(10,451 棟)

※1 事業所を複数棟としている場合もあるため棟数が若干上回っている。

## (1) 消防用設備等の状況【消防庁調べ】

### ① スプリンクラー設備

	設置合計		設置義務有 (275㎡以上)				設置義務無 (275㎡未満)	
	設置有	設置無	設置有	設置無	うち 違反	うち 経過措置中	設置有	設置無
棟数	4,129	6,322	3,987	4,351	20	4,331	142	1,971
割合	39.5%	60.5%	47.8%	52.2%	0.5%	99.5%	6.7%	93.3%

### ② 自動火災報知設備

	設置有	設置無	うち 違反	うち 経過措置中
棟数	8,977	1,474	25	1,449
割合	85.9%	14.1%	1.7%	98.3%

### ③ 消防機関へ通報する火災報知設備

	設置合計		設置義務有				設置義務無	
	設置有	設置無	設置有	設置無	うち 違反	うち 経過措置中	設置有	設置無
棟数	7,634	2,817	7,602	2,739	22	2,717	32	78
割合	73.0%	27.0%	73.5%	26.5%	0.8%	99.2%	29.1%	70.9%

## (2) 防火管理関係【消防庁調べ】

	防火管理者			消防計画			消防訓練			防災規制		設備点検報告	
	選任	未選任	義務無	届出	未届出	義務無	実施	違反	義務無	使用	違反	報告	未報告
棟数	10,009	335	107	9,901	443	107	9,268	1,076	107	9,409	1,042	9,683	768
割合	95.8%	3.2%	1.0%	94.7%	4.2%	1.0%	88.7%	10.3%	1.0%	90.0%	10.0%	92.7%	7.3%



(3) ユニット別の職員の夜間勤務体制【厚生労働省調べ】

	夜勤人数	施設数	割合
1ユニット	1人	3,809	96.8%
	2人	127	3.2%
	合計	3,936	100.0%
2ユニット	1人	866	16.5%
	2人	4,367	83.5%
	合計	5,233	100.0%

※無回答は除く

(4) 避難訓練への地域住民の参加【厚生労働省調べ】

	施設数	割合
有	2,632	26.5%
無	7,318	73.5%
合計	9,950	100.0%

※無回答は除く

(5) 建築基準法令への適合状況【国土交通省調べ】

	件数	割合
認知症高齢者グループホーム	9,952 件	
建築基準法令(建築確認等の手続関係規定)に関する違反を把握したものの件数	1,114 件	11.2%
うち用途変更に関するもの	391 件	3.9%
建築基準法令(非常用照明装置、排煙設備等の防火・避難関係規定)に関する違反を把握したものの件数	889 件	14.9% ※

※防火・避難関係規定に関する違反について点検済のもの(5,951 件)に対する割合

## 2. 調査結果を踏まえた対処方針について

調査結果を踏まえ、今後各省庁において当面以下の措置を講じることとする。

### 〔消防庁〕

#### (1) 消防法施行令改正に係る指導

平成19年6月消防法施行令等改正によるスプリンクラー設備、自動火災報知設備及び消防機関に通報する火災報知設備の設置基準強化について、経過措置期間中（平成24年3月31日まで）のものにあっても早期の設置を促進する。

#### (2) 消防法令違反等の是正の徹底

消防法令違反等の防火安全上の不備事項が認められた施設等について、特に違反が多く認められた防火管理面の対策の徹底等、重点的な是正指導を推進する。

#### (3) 避難対策の充実等

夜間を想定し、施設等の構造、入所者の人数、管理体制等の具体的状況に即した避難訓練の実施により、適切な避難誘導體制の確保を図る。

また、消防用設備等の自主設置を含め避難対策のさらなる充実や出火防止対策の徹底を図る。

### 〔厚生労働省〕

#### (1) 消防用設備の整備について

現在スプリンクラー設備の設置義務の無い275㎡未満の認知症高齢者グループホームについて、早期にスプリンクラー設備の整備が図られるよう支援する。併せて、自動火災報知設備及び消防機関に通報する火災報知設備の設置についても支援することとし、そのあり方について検討する。

#### (2) 地域との連携体制の促進

認知症高齢者グループホームにおいて、非常災害時に地域住民・消防関係者等との円滑な連携が図られるよう、地域住民が参加する避難訓練の実施や、運営推進会議における消防関係者の出席要請などを促す。

### 〔国土交通省〕

#### (1) 緊急点検未完了物件の点検実施

緊急点検が完了していない特定行政庁には、引き続き、点検の実施と結果の報告を求める。

#### (2) 建築基準法令違反の是正の徹底

建築基準法令に違反する事項が認められた物件については、特定行政庁に対して、迅速な違反是正に取り組むよう要請するとともに、国土交通省において、定期的なフォローアップ調査を行い、その結果を公表する。